

総社市告示第91号

総社市成年後見制度に係る市長の審判請求に関する要綱（平成19年総社市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審判請求の種類) 第2条 略</p> <p><u>(審判請求の要件)</u> 第3条 審判の対象者（以下「本人」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。 <u>(1) 市内に住所又は居所を有する者</u> <u>(2) 市内に住所又は居所を有しない者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>(審判請求の種類) 第2条 略</p> <p><u>(審判請求の要件)</u> 第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を調査のうえ、総合的に勘案してこれを行うものとする。 <u>(1) 本人の事理を弁識する能力</u> <u>(2) 本人の生活状況及び健康状況</u> <u>(3) 本人の二親等内の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無</u> <u>(4) 本人の福祉を図るために必要な事情</u></p>

改正後	改正前
<p>ア <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項の規定に基づく本市の被保険者</u></p> <p>イ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項、第52条第2項又は第76条第4項の規定に基づき本市が自立支援給付の支給認定を行っている者</u></p> <p>ウ <u>老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づき本市が措置している者</u></p> <p>エ <u>知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づき本市が措置している者</u></p> <p>2 <u>市長は、審判請求を行うに当たっては、本人に関し、次に掲げる事項を調査のうえ、総合的に勘案してこれを行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 本人の事理を弁識する能力</u></p> <p><u>(2) 本人の生活状況及び健康状況</u></p> <p><u>(3) 本人の二親等内の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無</u></p> <p><u>(4) 本人の福祉を図るために必要な事情</u> (審判請求の要請)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる者は、本人が後見等を必要とする状態にあるものと判断したときは、市長に審判請求の要請を行うことができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設の職員</u></p> <p>(3)～(6) 略 (審判請求の費用負担)</p> <p>第5条 市長は、<u>家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。</u> (審判請求費用の求償)</p> <p>第6条 市長は、<u>審判請求費用に関し、本人に負担能力があると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に家事事件手続法第28条第2項の規定による職権の発動を促す申立て</u></p>	<p>(審判請求の要請)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる者は、市内に住所又は居所を有する者が後見等を必要とする状態にあるものと判断したときは、市長に審判請求の要請を行うことができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第19項に規定する介護保険施設の職員</u></p> <p>(3)～(6) 略 (審判請求の費用負担)</p> <p>第5条 市長は、<u>家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。</u> (審判請求費用の求償)</p> <p>第6条 市長は、<u>審判請求費用に関し、本人に負担能力があると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを家</u></p>

改正後	改正前
<p>を家庭裁判所に対し行うものとする。</p> <p>2 略 (親族等への情報提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第2項第3号において、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。この場合において、情報の提供を行う場合は、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>庭裁判所に対し行うものとする。</p> <p>2 略 (親族等への情報提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第3号において、本人の親族が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を審判請求に必要な範囲において当該親族に提供することができる。この場合において、情報の提供を行う場合は、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。